

## 国連 List of Issues における、児童相談所問題

2018年3月8日

児相被害を撲滅する会

1 について：

子どもの権利条約と関わった 2016 年の児童福祉法改正の最大のポイントは、第 1 条に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と、我が国の児童政策が子どもの権利条約に基づいてなされるべき根本規定が置かれたことであった。しかし、実際には、法の中身が子どもの権利条約に合致するように改正されたわけでは全くない。例えば、第 33 条のように、子どもの権利条約第 9 条 1 項に違反する条項が全くそのままになっている。しかも、さらに悪いことには、「家庭における養育環境と同様の養育環境」として、児童養護施設を運営する社会福祉法人が運営する「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)」を含める改正が同時になされ、かえって施設措置を強化する方向に改悪がなされている。このため、「子どもの権利条約の精神にのっとり」という第 1 条の改正は、まったくの対外的体面作りの誤魔化しにおわっている実態がある。この点から、厚労省がこの list of issues の求釈明にどう対応するかが注目される。

4 について：

体罰禁止は、子どもの権利委員会が、かねてより我が国に要求しているポイントである。しかし我が国では、民法 822 条において、子の利益にかなう範囲内の体罰を許容しており、この立場は、法務省の国会答弁などから繰り返し明確になっている。ところが厚労省は、児童相談所(厚労省の管轄)に、体罰を「虐待」として子供を家庭から拉致(一時保護)する理由にさせている。このような省庁間の縄張りによって異なる親権に関する定義のギャップに取り入って、厚労省は「虐待」の件数を増大させるという省益肥大化策をとっている。これにより、ますます多くの子どもたちが不当に家庭から引き離されている実態がある。

後段については、「児童虐待に対する施策」が、児相の扱う分野であることは委員会も十分承知の上で、あえてこの求釈明が出されていることに留意する必要がある。すなわち、この求釈明は、児相が本来の機能を果たしていないのではないかという疑念

を、子どもの権利委員が有していることを示唆する。

5について：

この項目が、児相問題についての子どもの権利委員会からの求釈明の核心部分である。

子どもの権利委員会が求めているのは「子どもが家庭から引き離されることを阻止する施策」である。ところが、厚労省が行なっているのは、子どもの権利条約第9条1項に違反し、「子どもが家庭から引き離される」ことを促進するという真逆の施策にほかならない。つまり、この求釈明には、一見穏やかな文章表現の裏に、厚労省の行政に対する国連からの強烈な皮肉がはらまれており、暗に日本政府が子どもの権利条約に違反していることを指摘したものと理解できる。厚労省官僚がこれに気づき、どう釈明するか、たいへん興味が持たれる。なお、第3部17のbにおいて、親から切り離された児童数に関する詳細データの開示を委員会が要求しており、委員会のこの問題への関心の高さを示している。

委員会は、子どもたちを児童養護施設から解放することを求めており、児童養護施設は人権上問題をはらむという委員会の認識が認められる。施設からの解放については、児童の早期の家庭復帰と、里親委託の促進という2つの途がある。子どもの権利委員会が重点を置いているのは、後者であるように読めるが、里親においても委託された児童に対する虐待や、殺人事件が発生しており、里親委託が万能の解決策というわけではない。むしろ、児童を早期に家庭復帰させ、オランダで採用されているOTSのような、監督命令を義務づける政策が、財政効率化のためにも必要と思われるが、残念ながら今回のlist of issuesではこの点の指摘が十分でない。国会としてさらに国連にこの点での働きかけを強化してゆきたい。なお、この問題についても、委員会は詳細な人数の開示を全国について過去三年間要求しており、強い関心を示している。

「一時保護所の評価システム」は、日本政府が、2010年の国連子どもの権利委員会が最終見解第63項で勧告した「児童相談所のシステム及びその作業方法に関し、リハビリテーションの成果に関する評価も含め独立した調査」実施をまったく懈怠したまま、これに代わるものとして、政府が子どもの権利委員会に提出した報告書で言及したものである。子どもの権利委員会が、list of issuesの中で唯一「児童相談所」という行政機関名を具体的に特定してまでこの点をあえて摘示したのは、いうまでもなく、子どもの権利委員会が、児童相談所の収容所(一時保護所)において、子どもたちにたいする人権侵害が発生している疑い、すなわち、児童相談所が実は人権侵害機関ではないかという重大な疑念を抱いているからに他ならない。しかし実は、この一時保護所評価システムは、国連子どもの権利委員会が期待するようには機能しない。なぜなら、これを実際担当する団体は、厚労省資料([www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000163963.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000163963.pdf))が示す通り、

その相当部分が、厚労省の外郭団体である社会福祉協議会や社会福祉士会などであり、いわば身内のお手盛り評価に堕しているからである。例えば、2015年8月に、相模原市児相の収容所(一時保護所)において、収容女児9人を丸裸にして紙一枚をさがすという、児相行政による性的虐待事案が起こった。このとき、社会福祉協議会が評価にはいり、所長には1割の減給1ヶ月のみという大甘処分しか下されなかった。東京都はこの評価を受けたとしているが、日テレで報道(2015年5月7日、News every.)された新宿の児相収容所内虐待事案は全く問題にされていない。ドイツでこのような事件が起これば、責任者は厳罰、事件を起こした機関は閉鎖処分となる。厚労省が、この国連子どもの権利委員会の求釈明にこたえて、同省主導の「一時保護所評価」なるものが子どもの人権を真に守れない実態を国際社会に対し自白するのか、それとも隠蔽を続けるのかが注目される。

12について：

戦前の治安維持法下で認められていたものの、成人については戦後民主化の過程で廃止された予防拘禁は、戦後も、未成年者に限り、少年法第3条によっていまなお認められている。子どもの権利委員会は、これを人権上の観点から根絶＝廃止するよう求めている。ところが、逆に厚労省は、全国の各児相にもれなく弁護士を配置することにより、拉致(一時保護)した子どもを、少年法第3条を使って少年院送致する政策を推進しようとしている。つまり、厚労省の方針は、子どもの権利委員会の人権を擁護する指向に明確に逆行しているのであって、第3部20のcにおいて予防拘禁されている少年数の開示を委員会が要求していることは、この問題への関心の高さを示している。

ちなみに、この制度が我が国で確立すれば、これが、児童福祉法対象年齢の学生活動家にも適用されうることとなり、有事の際に文字通りの予防拘禁として機能的治安法のように使われる危険がある。